

第75期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

文化シャッター株式会社

事業報告の「会社の支配に関する基本方針」連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第21条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。

事業報告 3. 会社の体制および方針

(4) 会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として、株主、投資家の皆様による当社株式の自由な売買を認める以上、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かのご判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、その一方で対象会社の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行するなど、濫用目的によるものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の様々な企業価値の源泉を十分に理解し、当社を支えていただいておりますステークホルダーとの信頼関係を構築し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的かつ長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。

したがって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

II 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、以下の社是、経営理念のもと、1955年（昭和30年）の創業以来、シャッターやドア等の住宅・ビル用建材を製造、販売、施工することによって、お客様に「安心」「安全」「快適環境」を提供してまいりました。また「安心」「安全」「快適環境」はもとより、人、社会、環境にやさしい「多彩なものづくり」と「サービス」を通じて社会の発展に貢献し、人々の幸せを実現することを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、企業価値ひいては株主共同の利益の持続的かつ長期的向上に取り組んでおります。

① 社是

誠実 誠実とは心のふれあいである。真心のふれあいでは信頼は生まれる。

努力 努力とは創造する行為の持続力である。

奉仕 奉仕とは自分の行為、行動で相手のお役に立つこと。

相手の立場に立った思いやりの心であり、いたわりの精神である。

② 経営理念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します。

私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します。

私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します。

当社グループの企業価値の源泉は、創業以来、独創的な発想と開発力によって、業界の先駆けとなる製品やサービスを次々と発表することで築き上げてきた「技術の文化」というブランドをはじめとして、人的資源を含む有形無形の経営資源、そして株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域関係者の皆様等のステークホルダーの皆様との関係にあります。

当社は、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的かつ継続的に投資して頂くため、上記Ⅰの基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取り組みにより、株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を一層強固なものにし、継続的な企業価値の向上をめざしてまいります。

これらの取り組みは、先述した当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上すべく十分に検討されたものがあります。したがって、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1. 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2006年度から2015年度において、お客様に「安心」「安全」を提供できる『快適環境のソリューショングループ』をめざすという長期ビジョンを掲げ、3つの中期経営計画から構成される長期経営計画に取り組みました。

2006年度から2008年度までの第1次中期経営計画においては、“メーカー原点への回帰”の基本テーマのもと、あらゆるムダの排除や作業のスピード化を通じた企業コストの削減、商品開発スピードおよび品質の向上を通じた新提案商品および高付加価値商品の提供、お客様の快適環境を実現するための適時的確な提案による売上拡大を3つの柱として、その全てにおいて「品質の向上」「スピードの追求」「コストの削減」を推し進めました。

2009年度から2011年度までの第2次中期経営計画においては、“事業領域の拡大”の基本テーマのもと、「売上の質の拡充と利益の創出」「企業コストの削減」「基盤強化」を基本方針として、積極的な事業投資をすることで企業価値の向上に取り組みました。

これらに続いて、2012年度は「企業力の向上」を基本テーマに、長期経営計画の総仕上げとなる第3次中期経営計画への体制整備を行う期間と捉え、利益率向上へ向けてグループ一丸となった取り組みを行いました。

2013年度から2015年度までの、第3次中期経営計画においては“快適環境のソリューショングループ”の基本テーマのもと、販売力、設計施工力および協業力を強化する「営業力革新」、革新的な「原価低減」および生産基盤の再構築を推し進める「生産力革新」、「エコ」と“防災”をキーワードとした高付加価値商品の開発や既存領域にとらわれない新商品、新事業の企画開発を図る「商品力革新」、新たに2社を加え、17社体制となった当社グループのシナジー最大化を実現する「組織力革新」、そして、これらの革新を推し進めるうえで必要不可欠な人材の育成やさらなるコンプライアンス体制の拡充を図る「経営基盤革新」の5本柱を軸に、長期経営計画達成に取り組みました。

そして2016年度からは、前年度に終了した10年の長期経営計画を継承する5カ年の新中期経営計画をスタートさせ、『進化する快適環境ソリューショングループ』の経営ビジョンのもと、これまでに培ってきたグループとしての総合力を駆使してグループ一丸となって事業領域の拡大による企業価値の向上に取り組みました。

具体的には、当社グループがこれまで手掛けてきたシャッターやドア等のビル用建材、住宅用建材の製造、販売、施工等を「基幹事業」と位置付け、社員一人ひとりがより高度な専門知識と幅広い見識や経験によって、お客様のより高度な課題を解決するための提案力を身につけたコンサルティング集団を形成し、持続的な進化を図るための施策に取り組みました。

一方で、2020年度以降の当社グループの将来を見据え、“エコ”と“防災”をキーワードに多彩なものづくりやソリューションを提供する「エコ・防災事業」をはじめとして、国内での新設市場が縮小傾向にある状況下において、建て替えや取り替え需要を確実に取り込むためにビルのリニューアルや住宅リフォームを手掛ける「ロングライフ事業」、国内において培ったノウハウを武器に、特にASEAN市場への積極的な事業展開を推し進める「海外事業」、改正建築基準法の施行に伴い、防火シャッター等の定期点検報告が義務化されたことに対応するための「メンテナンス事業」、当社グループがこれまでに培ってきた技術力を駆使し、大型の建材等の特殊仕様製品に的確に対応する「特殊建材事業」を「注力事業」と位置付け、新たな事業の柱へと成長させるための取り組みを推し進めました。

その後、2021年度からは新たな3カ年の中期経営計画をスタートさせ『未来を切り開く、快適環境のソリューショングループをめざして』の経営ビジョンのもと、これまでの経営計画の骨子を継承しつつ、さらなる生産性の向上や働き方の改革など、急激に変化する社会環境に主体的に対応し、未来志向で事業の発展に取り組み、快適環境を追求することで当社グループの企業価値向上、ひいては株主価値の向上を図ってまいります。

2. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の推進

当社では、厳しい事業環境のもとで、企業競争力強化の観点から迅速で適切な経営判断を行うことが重要であると考えております。また、経営の透明性の観点から、経営のチェック機能の強

化および公平性を保つことも重要であると考え、コーポレート・ガバナンスを充実させるための体制整備やきめ細かい情報公開に取り組んでおります。

経営の体制としては、2017年6月開催の当社第71期定時株主総会における決議によって監査等委員会設置会社へと移行し、取締役会の議決権を保有する4人の監査等委員である取締役で構成される監査等委員会が取締役の業務執行状況を監査・監督する体制を整備することで、さらなる適法性、透明性の確保を図ってまいります。

内部統制システムにつきましては、内部統制システム構築の基本方針に基づき、当社グループの全役職員が効率性、公正性、法令順守、資産の保全を全業務の中で達成する取り組みを行っております。

また、当社グループでは、企業の社会的責任を果たすことが企業価値の持続的な向上に不可欠であると考え、「CSR憲章」「CSR行動指針」のもと、全役職員による、お客様満足の追求、安全への配慮、環境への配慮、誠実な企業経営、社会への貢献等を通じてステークホルダーからの信頼を一層高めるため、業務担当役員を委員長とするCSR委員会を設置し、全社的なコンプライアンス体制の一層の強化、環境問題への取り組み、地域社会への取り組み等を推し進めております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 企業価値の向上および株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上および株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株式の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の取締役会の賛同を得ないのであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、永年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の企業価

値を中長期的に向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株式の大量買付者（下記2. (2)①で定義されます。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることになります。

(2) 本プラン導入の必要性

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいています。したがって、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを順守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損すると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、当社の大株主の状況につきましては別添のとおりであり、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続にしたがうことを要請するとともに、かかる手続にしたがわない大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として原則、新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断される場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランにしたがって割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行為を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権

の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割り当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

① 対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株式の一定数以上の買付けその他の有償の譲受の結果、

- i. 当社の株式¹の保有者²が保有³する当社の株式に係る株式保有割合⁴の合計
- ii. 当社の株式⁵の公開買付者⁶が所有⁷したまたは所有することとなる当社の株式および当該公開買付者の特別関係者⁸が所有する当社の株式に係る株式所有割合⁹の合計

のいずれかが20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株式の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行ひまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下iiにおいて同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

② 本プランの公表および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規定に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（<https://www.bunka-s.co.jp/>）に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号

に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を順守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、登記事項証明書、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。かかる追加情報提供の請求は、上記買付け提案書受領後またはその後の追加情報受領後10日以内に行うこととします。

- i. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株式の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株式の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株式の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株式の大量保有状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株式の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）
- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- vi. 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- vii. 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針

ix. その他当社取締役会が合理的に必要とする情報

なお、大量買付行為があった場合はその事実を、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに株主の皆様の開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、適時かつ適切に株主の皆様の判断に必要である当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

③ 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書の記載内容が本必要情報として十分であると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の定める諸規則にしたがって適時かつ適切に行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大量買付者は、下記⑦に定める場合を除き、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。

④ 独立委員会の設置

本プランに定めるルールにしたがって一連の手続が進行されたか否か、ならびに本プランに定めるルールが順守された場合に当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以内とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験ある社外者等の中から選任されるものとします。現在、独立委員会の委員には、小林明彦氏および藤田昇三氏、阿部和史氏の合計3名が就任しております。各委員の略歴は、別紙1「独立委員会委員の氏名および略歴」に記載のとおりであり、独立委員会概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行います。

⑤ 対抗設置の発動の手続

当社取締役会が、対抗設置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等（当社が費用を負担することとします。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外取締役全員を含む当社監査等委員会の賛成を得たうえで、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとなります。

⑥ 対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続にしたがわずに大量買付行為を行う場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続にしたがわなかった場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続にしたがって大量買付行為を行う場合

大量買付者が本プランに定める手続にしたがって大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続にしたがって大量買付行為を行ってまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益を著しく害するものであると認め

た場合には、取締役会検討期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (a) 高値買取要求を狙う買収である場合
 - (b) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲のもとに大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
 - (c) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収である場合
 - (d) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収である場合
 - (e) 当社の株式の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
 - (f) 最初の買付けで全株式の買付けの申し込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付を行うなど、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
 - (g) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
 - (h) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
 - (i) 前各号のほか、以下のいずれをも満たす買収である場合
 - a. 顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、企業価値および株主共同の利益の毀損を回避することができないかまたはそのおそれがあると判断される買収
- ⑦ 当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要のほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不実施の決定にかかる通知を「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様に対する情報開示を行います。大量買付者は当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為にかかる条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または、中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(3) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要項」にしたがい本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとしします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件のもと本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1)記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

なお、当社は、対抗措置の発動に際して、大量買付者に対しては新株予約権の取得の対価または譲り受けの対価その他名目の如何を問わず、金銭等の交付その他の経済的対価による補償を行わないものとしします。

(4) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、2020年6月29日開催の当社第74期定時株主総会の終結の時から2023年6月開催予定の2023年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得たうえで、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは2020年5月28日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨にしたがい、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

また、2023年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行ったうえで、本プランの継続、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

3. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②記載の手続により、本新株予約権の要項にしたがい行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を

行った場合、本新株予約権の要項にしたがい行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払い込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様に株式が交付される場合には、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続等

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が発行されることになります。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続にしたがい、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の文言を含む当社所定の書式による書面をご提出していただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅳ 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

本プランは、以下の理由により上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致したものです。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲ記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様からのご承認をいただいたうえで、継続するものであり、かかる議案が承認されない場合、本プランは直ちに廃止されるものとします。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ 2. (2)④に記載のとおり、本プランの継続にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しております。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2. (2)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. 第三者専門家の意見の取得

本プランは、上記Ⅲ 2. (2)③および⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7. 当社取締役の任期は原則 1 年であること

当社は監査等委員会設置会社であり、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は 1 年となります。したがって、毎年の取締役選任議案への賛否を通じて、本プランについて株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

8. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2. (4)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、あわせて、任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

(別紙1)

独立委員会委員の氏名および略歴

独立委員会の委員は、以下の3氏です。

小林 明彦

1986年(昭和61年) 4月 東京弁護士会登録
1986年(昭和61年) 4月 片岡義広法律事務所(現 片岡総合法律事務所) 入所
1990年(平成2年) 6月 同法律事務所パートナー
2002年(平成14年) 4月 経済産業省企業法制研究会委員
2003年(平成15年) 4月 法制審議会動産・債権担保法制部会幹事
2016年(平成28年) 4月 中央大学法科大学院教授(現任)
2016年(平成28年) 4月 神奈川県公金運用委員(現任)
2019年(令和1年) 11月 中央大学法科大学院 研究科長(現任)

藤田 昇三

1976年(昭和51年) 4月 検事任官
1986年(昭和61年) 4月 在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部一等書記官
1990年(平成2年) 4月 東京地方検察庁検事
1997年(平成9年) 4月 法務省刑事局刑事課長
2000年(平成12年) 6月 東京地方検察庁公安課長
2003年(平成15年) 9月 佐賀地方検察庁検事正
2008年(平成20年) 1月 最高検察庁公安部長
2008年(平成20年) 6月 最高検察庁裁判員公判部長
2010年(平成22年) 6月 広島高等検察庁検事長
2010年(平成22年) 12月 名古屋高等検察庁検事長
2011年(平成23年) 8月 定年退官
2011年(平成23年) 9月 弁護士登録(東京弁護士会)
2012年(平成24年) 4月 株式会社整理回収機構取締役
2012年(平成24年) 6月 同社代表取締役社長
2015年(平成27年) 10月 同社代表取締役社長 退任
2016年(平成28年) 6月 当社社外監査役
2017年(平成29年) 6月 当社社外取締役監査等委員(現任)

阿部 和史

1974年（昭和49年）	4月	住友軽金属工業株式会社（現 株式会社UACJ）入社
2000年（平成12年）	6月	同社購買部長
2006年（平成18年）	4月	同社執行役員購買部長
2010年（平成22年）	4月	同社常務執行役員管理本部副本部長
2013年（平成25年）	6月	同社監査役
2013年（平成25年）	10月	同社常勤監査役
2015年（平成27年）	6月	同社顧問
2016年（平成28年）	6月	当社社外監査役
2017年（平成29年）	6月	当社社外取締役監査等委員（現任）

以 上

(別紙2)

独立委員会規則の概要

- 第1条 当社は、当社株式等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）の導入に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。
- 第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以内とし、以下の条件を満たした者の中から選定する。選定された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。
- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役および監査役（社外取締役、社外監査役は除く。以下「役員等」。）となったことがない者
 - ② 現在または過去における当社等の役員等の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
 - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
 - ⑤ 当社等との取引先でなく、当社等との間に特別な利害関係のない者
 - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）
- 2 委員の選定および解職は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解職を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員の任期は、その選定の時から2023年3月期に関する定時株主総会終結の時までとする。
- 第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
- ① 大量買付者が本プランに定める手続を順守しているか否か
 - ② 買付提案の内容が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するか否かの決定ならびに対抗措置の実施または不実施
 - ③ 対抗措置の中止
 - ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項

⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項（取締役会が作成した代替案に係る審議を含む。）

⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

以 上

(別紙3)

新株予約権の要項

1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価格（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

8. 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合はその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 本要項において、次の語句は、別段の定めない限り以下に定める意味を有するものとする。
 - a. 「特定株式保有者」とは、当社株式の買付けその他の有償の譲受けの結果、
 - I 当社の株式の保有者が保有する当社株式に係る株式保有割合の合計
 - II 当社の株式の当該公開買付者が所有しまたは所有することとなる当社の株式および当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株式に係る株式所有割合の合計いずれかが、20%以上となるものをいう。
 - b. Iにおいて「株式」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。IIにおいて「株式」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
 - c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされるものを含む。
 - d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
 - e. 「株式保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
 - f. 「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。
 - g. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
 - h. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げるものについては、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
 - i. 「株式所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
- ② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株式を取得または保有することが当社の企業価値および株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）
- ③ 上記②の規定にしたがい、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

- ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項にしたがい新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。
11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使
当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。
12. 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。
13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
14. 新株予約権証券の不発行
新株予約権証券は、発行しない。
15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
16. 新株予約権の行使請求および払込みの方法
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載して記名押印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。
17. 新株予約権行使の効力発生時期等
新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書および添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。
18. 法令の改正等
新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案のうえ、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

（注）当事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔2020年4月1日から〕
〔2021年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020 年 4 月 1 日 残 高	15,051	12,304	47,564	△156	74,763
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,792		△ 1,792
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,399		8,399
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	0	6,606	△ 0	6,606
2021 年 3 月 31 日 残 高	15,051	12,304	54,171	△157	81,370

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 金 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2020 年 4 月 1 日 残 高	2,620	△76	△317	6	2,233	160	77,157
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△ 1,792
親会社株主に帰属する 当期純利益							8,399
自 己 株 式 の 取 得							△ 0
自 己 株 式 の 処 分							0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,339	—	△678	38	700	18	718
連結会計年度中の変動額合計	1,339	—	△678	38	700	18	7,325
2021 年 3 月 31 日 残 高	3,960	△76	△995	45	2,933	178	84,482

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結会社の状況

連結子会社の数	27社
主要な連結子会社の名称	B X 新生精機株式会社 文化シャッターサービス株式会社 B X ゆとりフォーム株式会社 B X テンパル株式会社 B X 西山鉄網株式会社 BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD

なお、前連結会計年度において、連結子会社であったB X 文化工芸株式会社は、2020年4月1日付をもって、連結子会社であるB X ティアール株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社等の状況

持分法適用の関連会社数	2社
主要な会社の名称	不二サッシ株式会社 EUROWINDOW, JSC.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称	文化シャッター秋田販売株式会社 文化シャッター高岡販売株式会社
持分法を適用しない理由	持分法を適用していない関連会社2社については、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
事業年度等に関する事項	持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちBX BUNKA VIETNAM Co., Ltd.、BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDとその子会社であるSteel-Line Garage Doors Australia Pty Ltd他5社、BX SHINSEI VIETNAM Co., Ltd. の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

製品・仕掛品

主として総平均法

原材料

主として最終仕入原価法

商品・貯蔵品

主として個別法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～65年

機械装置及び運搬具 3～17年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、顧客関連資産、技術関連資産等は、経済的耐用年数に基づいて償却しております。

ハ. リース資産

・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 使用権資産

資産の耐用年数またはリース期間のうちいずれか短い期間に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

二. 工事損失引当金

工事の完成に伴い発生することが確実な受注工事の損失に備えるため、工事原価の発生見込額が受注金額を超過する可能性が高い連結会計年度末手持工事のうち、当該超過額を合理的に見積ることが可能となった工事について、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社は、役員の退職金支給に備えるため、それぞれの内規に基づく連結会計年度末要支給額全額を計上しております。

なお、当社は、2006年6月29日の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、それまでの在任期間に対応する金額は対象役員の退任時に支払うこととしているため、役員退職慰労引当金については、制度廃止以降の繰入れはなく、対象役員の退任時に取り崩すこととしております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

二. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事

工事完成基準

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………商品の輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

主として、輸入仕入に係る為替変動リスクを回避するため、外貨建営業債務の残高の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり均等償却しております。

⑨ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

（のれん等の評価）

当社グループは、のれん及び顧客関連資産等（以降、のれん等という）の無形固定資産を保有しております。のれん等の評価にあたっては、取得時の事業計画の達成状況及び将来の事業計画の達成可能性等を総合的に勘案し、のれん等の減損兆候の把握を行っております。そのため、経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、評価の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損損失が計上される可能性があります。

のれん	4,211百万円
その他の無形固定資産	5,022百万円

（繰延税金資産）

当社グループは、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得によって、回収可能性があるとは判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

繰延税金資産	5,496百万円
--------	----------

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	45,114百万円
(2) 担保に供している資産	
担保資産	
建物及び構築物	190百万円
土地	408百万円
合計	598百万円
担保付債務	
短期借入金	460百万円
合計	460百万円
(3) 受取手形割引高	187百万円
(4) 受取手形裏書譲渡高	374百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 特別利益の主な内訳	
投資有価証券売却益	243百万円
課徴金返還額	63百万円
(2) 特別損失の主な内訳	
固定資産除却損	29百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式総数	
普通株式	72,196千株
(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当	
① 2020年6月29日開催の第74期定時株主総会において、次のとおり決議しております。	
普通株式の配当に関する事項	
配当金の総額	896百万円
1株当たり配当額	12円50銭
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日
② 2020年11月4日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。	
普通株式の配当に関する事項	
配当金の総額	896百万円
1株当たり配当額	12円50銭
基準日	2020年9月30日
効力発生日	2020年12月1日
(3) 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当	
2021年6月22日開催の第75期定時株主総会において、次の議案が提出されます。	
普通株式の配当に関する事項	
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	1,972百万円
1株当たり配当額	27円50銭
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月23日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、シャッター及び建材等の製造販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金を調達しております。必要な運転資金を銀行等金融機関からの借入により調達しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	37,179	37,179	—
(2) 受取手形及び売掛金	39,804	39,804	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	9,691	9,691	—
関連会社株式	5,435	2,370	△3,064
資 産 計	92,110	89,045	△3,064
(1) 支払手形及び買掛金	28,228	28,228	—
(2) 短期借入金	1,727	1,727	—
(3) 未払法人税等	2,355	2,355	—
(4) 未払消費税等	1,857	1,857	—
(5) 設備関係支払手形	347	347	—
(6) 転換社債型新株予約権付社債	10,000	11,085	1,085
(7) 長期借入金	21	21	△ 0
(8) リース債務	3,841	3,752	△ 88
負 債 計	48,380	49,376	996

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(7) 長期借入金、(8) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
(1) 非上場株式等（※1）	3,532
(2) 受入保証金（※2）	581

※1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

※2 賃貸物件における賃借人から預託されている受入保証金等は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、その他の預託金等についても、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,175円90銭
(2) 1株当たり当期純利益	117円16銭

9. その他の注記

コミットメントライン契約

当社は、2020年10月23日付で、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	7,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	7,000百万円

株主資本等変動計算書

〔2020年4月1日から〕
〔2021年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					土地圧縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
2020年4月1日 残高	15,051	9,151	3,151	12,302	31	28,000	5,384	33,415	△151	60,618
事業年度中の変動額										
別 途 積 立 金 の 積 立						3,000	△3,000	－		－
剰 余 金 の 配 当							△1,792	△1,792		△ 1,792
当 期 純 利 益							7,338	7,338		7,338
自 己 株 式 の 取 得									△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	3,000	2,545	5,545	△ 0	5,545
2021年3月31日 残高	15,051	9,151	3,151	12,302	31	31,000	7,929	38,961	△151	66,164

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日 残高	2,483	2,483	63,101
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△ 1,792
当期純利益			7,338
自己株式の取得			△ 0
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	1,165	1,165	1,165
事業年度中の変動額合計	1,165	1,165	6,710
2021年3月31日 残高	3,648	3,648	69,812

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
 - ・時価のないもの……………総平均法による原価法を採用しております。
- ③ たな卸資産
 - ・製品、仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ・商品、貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ・原材料……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 3年～65年
機械及び装置 3年～17年
また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 投資損失引当金……………関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該関係会社の資産内容等を勘案して計上しております。
- ③ 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 工事損失引当金……………工事の完成に伴い発生することが確実な受注工事の損失に備えるため、工事原価の発生見込額が受注金額を超過する可能性が高い事業年度末手持工事のうち、当該超過額を合理的に見積ることが可能となった工事について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

- ⑦ 役員退職慰労引当金……………役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額全額を計上しております。なお、2006年6月29日の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、それまでの在任期間に対応する金額は対象役員の退任時に支払うこととしているため、役員退職慰労引当金については、制度廃止以降の繰入れはなく、対象役員の退任時に取り崩すこととしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事

工事完成基準

(6) 消費税等の処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

（繰延税金資産）

当社は、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得によって、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

繰延税金資産..... 3,275百万円

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保資産の内容とその金額

建 物	189百万円
構 築 物	0百万円
土 地	408百万円
合 計	598百万円

担保付債務の金額

短期借入金	460百万円
合 計	460百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 28,913百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,785百万円
長期金銭債権	6,506百万円
短期金銭債務	4,383百万円
長期金銭債務	40百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	8,672百万円
仕 入 高	21,620百万円

営業取引以外の取引高 2,614百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	479千株	0千株	0千株	480千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少分であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	3,970百万円
投資有価証券評価損	717百万円
賞与引当金	656百万円
貸倒引当金	314百万円
未払事業税	102百万円
投資損失引当金	64百万円
減損損失	56百万円
その他有価証券評価差額金	47百万円
役員退職慰労引当金	34百万円
その他	247百万円
繰延税金資産小計	6,211百万円
評価性引当額	<u>△1,354百万円</u>
繰延税金資産合計	4,857百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,245百万円
前払年金費用	△ 317百万円
土地圧縮積立金	△ 13百万円
その他	<u>△ 4百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,581百万円</u>

繰延税金資産の純額	3,275百万円
-----------	----------

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
子会社	B X文化 パネル 株式会社	所有 直接 100.0%	B X文化パネル株式 会社製品の購入	B X文化パネル 株式会社製品 の購入 (注1)	4,789	支払手形 買掛金	828 535
子会社	B X鐵矢 株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の回収 利息の受取 (注2)	60 17	短期貸付金 長期貸付金 (注3)	58 1,605
子会社	Steel-Line Garage Doors Australia Pty Ltd	所有 間接 100.0%	資金の援助	資金の回収 利息の受取 (注4)	306 54	短期貸付金 長期貸付金 その他の 流動資産	350 2,544 0
関連会社	不二サッシ 株式会社	所有 直接 23.5%	当社製品の販売	当社製品の販 売(注5)	1,324	売掛金 受取手形	427 4

上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. B X文化パネル株式会社製品の購入については、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. B X鐵矢株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. B X鐵矢株式会社に対する貸付金に対し、貸倒引当金を48百万円計上しており、当事業年度において貸倒引当金繰入額を0百万円計上しております。
4. Steel-Line Garage Doors Australia Pty Ltdに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
5. 当社製品の販売については、一般の取引条件と同様に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額…………… 973円45銭
- (2) 1株当たり当期純利益…………… 102円32銭

10. その他の注記

コミットメントライン契約

当社は、2020年10月23日付けで、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	7,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	7,000百万円